

◎児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件  
 新旧対照条文

○児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>1・11（監）</p> <p>別表            障害児入所給付費単位数表            第1 福祉型障害児入所施設</p> <p>1 福祉型障害児入所施設給付費（1日につき）</p> <p>イ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童を除く。以下「知的障害児」という。）に対し指定入所支援を行う場合</p> <p>(1) 入所定員が5人以上9人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき <u>740</u>単位</p> <p>(2) 入所定員が10人の場合</p> <p>（イ） 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき <u>628</u>単位</p> <p>（ロ） 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき <u>1,451</u>単位</p> <p>（ハ） 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき <u>740</u>単位</p> <p>(3) 入所定員が11人以上20人以下の場合</p>	<p>1・11（監）</p> <p>別表            障害児入所給付費単位数表            第1 福祉型障害児入所施設</p> <p>1 福祉型障害児入所施設給付費（1日につき）</p> <p>イ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童を除く。以下「知的障害児」という。）に対し指定入所支援を行う場合</p> <p>(1) 入所定員が5人以上9人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき <u>737</u>単位</p> <p>(2) 入所定員が10人の場合</p> <p>（イ） 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき <u>625</u>単位</p> <p>（ロ） 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき <u>1,444</u>単位</p> <p>（ハ） 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき <u>737</u>単位</p> <p>(3) 入所定員が11人以上20人以下の場合</p>

- (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 543単位
- (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 954単位
- (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 740単位
- (4) 入所定員が21人以上30人以下の場合 727単位
- (5) 入所定員が31人以上40人以下の場合 611単位
- (6) 入所定員が41人以上50人以下の場合 550単位
- (7) 入所定員が51人以上60人以下の場合 532単位
- (8) 入所定員が61人以上70人以下の場合 514単位
- (9) 入所定員が71人以上80人以下の場合 496単位
- (10) 入所定員が81人以上90人以下の場合 480単位
- (11) 入所定員が91人以上100人以下の場合 461単位
- (12) 入所定員が101人以上110人以下の場合 459単位
- (13) 入所定員が111人以上120人以下の場合 458単位
- (14) 入所定員が121人以上130人以下の場合 456単位
- (15) 入所定員が131人以上140人以下の場合 454単位
- (16) 入所定員が141人以上150人以下の場合 452単位
- (17) 入所定員が151人以上160人以下の場合 448単位
- (18) 入所定員が161人以上170人以下の場合 445単位
- (19) 入所定員が171人以上180人以下の場合 441単位
- (20) 入所定員が181人以上190人以下の場合 438単位
- (21) 入所定員が191人以上の場合 435単位
- ロ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童）に限る。以下「自閉症児」という。）に対し指定入所支援を行う場合

- (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 541単位
- (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 950単位
- (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 737単位
- (4) 入所定員が21人以上30人以下の場合 737単位
- (5) 入所定員が31人以上40人以下の場合 619単位
- (6) 入所定員が41人以上50人以下の場合 557単位
- (7) 入所定員が51人以上60人以下の場合 539単位
- (8) 入所定員が61人以上70人以下の場合 521単位
- (9) 入所定員が71人以上80人以下の場合 503単位
- (10) 入所定員が81人以上90人以下の場合 486単位
- (11) 入所定員が91人以上100人以下の場合 467単位
- (12) 入所定員が101人以上110人以下の場合 465単位
- (13) 入所定員が111人以上120人以下の場合 464単位
- (14) 入所定員が121人以上130人以下の場合 462単位
- (15) 入所定員が131人以上140人以下の場合 460単位
- (16) 入所定員が141人以上150人以下の場合 458単位
- (17) 入所定員が151人以上160人以下の場合 454単位
- (18) 入所定員が161人以上170人以下の場合 451単位
- (19) 入所定員が171人以上180人以下の場合 447単位
- (20) 入所定員が181人以上190人以下の場合 444単位
- (21) 入所定員が191人以上の場合 441単位
- ロ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童）に限る。以下「自閉症児」という。）に対し指定入所支援を行う場合

- ハ、主として盲児（強度の弱視児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合
- (1) 入所定員が30人以下の場合 735単位
- (2) 入所定員が31人以上40人以下の場合 678単位
- (3) 入所定員が41人以上50人以下の場合 650単位
- (4) 入所定員が51人以上60人以下の場合 625単位
- (5) 入所定員が61人以上70人以下の場合 598単位
- (6) 入所定員が71人以上の場合 571単位
- (1) 入所定員が5人の場合
- （イ）当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 895単位
- （ロ）当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 679単位
- (2) 入所定員が6人以上9人以下の場合
- （イ）当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 610単位
- （ロ）当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 679単位
- (3) 入所定員が10人の場合
- （イ）当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 610単位
- （ロ）当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,443単位
- （ハ）当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 679単位
- (4) 入所定員が11人以上15人以下の場合
- （イ）当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設

- ハ、主として盲児（強度の弱視児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合
- (1) 入所定員が30人以下の場合 732単位
- (2) 入所定員が31人以上40人以下の場合 675単位
- (3) 入所定員が41人以上50人以下の場合 647単位
- (4) 入所定員が51人以上60人以下の場合 622単位
- (5) 入所定員が61人以上70人以下の場合 595単位
- (6) 入所定員が71人以上の場合 568単位
- (1) 入所定員が5人の場合
- （イ）当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 891単位
- （ロ）当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 676単位
- (2) 入所定員が6人以上9人以下の場合
- （イ）当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 607単位
- （ロ）当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 676単位
- (3) 入所定員が10人の場合
- （イ）当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 607単位
- （ロ）当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,436単位
- （ハ）当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 676単位
- (4) 入所定員が11人以上15人以下の場合
- （イ）当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設

- 設であるとき 506単位
- (㉔) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,063単位
- (㉕) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 679単位
- (5) 入所定員が16人以上20人以下の場合
- (㉔) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 464単位
- (㉕) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 881単位
- (㉖) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 679単位
- (6) 入所定員が21人以上25人以下の場合
- (㉔) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 433単位
- (㉕) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 805単位
- (㉖) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 679単位
- (7) 入所定員が26人以上30人以下の場合
- (㉔) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 404単位
- (㉕) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 679単位
- (㉖) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 679単位
- (8) 入所定員が31人以上35人以下の場合 (当該指定入所支援を

- 設であるとき 504単位
- (㉔) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,058単位
- (㉕) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 676単位
- (5) 入所定員が16人以上20人以下の場合
- (㉔) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 462単位
- (㉕) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 877単位
- (㉖) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 676単位
- (6) 入所定員が21人以上25人以下の場合
- (㉔) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 431単位
- (㉕) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 801単位
- (㉖) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 676単位
- (7) 入所定員が26人以上30人以下の場合
- (㉔) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 402単位
- (㉕) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 676単位
- (㉖) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 676単位
- (8) 入所定員が31人以上35人以下の場合 (当該指定入所支援を

行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単  
独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。)

604単位

(9) 入所定員が36人以上40人以下の場合 559単位

(10) 入所定員が41人以上50人以下の場合 495単位

(11) 入所定員が51人以上60人以下の場合 481単位

(12) 入所定員が61人以上70人以下の場合 466単位

(13) 入所定員が71人以上80人以下の場合 450単位

(14) 入所定員が81人以上90人以下の場合 435単位

(15) 入所定員が91人以上の場合 419単位

ニ 主としてろうあ児(強度の難聴児を含む。以下同じ。)に対

し指定入所支援を行う場合

(1) 入所定員が5人の場合

(→) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施  
設であるとき 895単位

(□) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき

675単位

(2) 入所定員が6人以上9人以下の場合

(→) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施  
設であるとき 629単位

(□) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき

675単位

(3) 入所定員が10人の場合

(→) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施  
設であるとき 629単位

(□) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき

1,433単位

行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単  
独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。)

601単位

(9) 入所定員が36人以上40人以下の場合 556単位

(10) 入所定員が41人以上50人以下の場合 493単位

(11) 入所定員が51人以上60人以下の場合 479単位

(12) 入所定員が61人以上70人以下の場合 464単位

(13) 入所定員が71人以上80人以下の場合 448単位

(14) 入所定員が81人以上90人以下の場合 433単位

(15) 入所定員が91人以上の場合 417単位

ニ 主としてろうあ児(強度の難聴児を含む。以下同じ。)に対

し指定入所支援を行う場合

(1) 入所定員が5人の場合

(→) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施  
設であるとき 891単位

(□) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき

672単位

(2) 入所定員が6人以上9人以下の場合

(→) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施  
設であるとき 626単位

(□) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき

672単位

(3) 入所定員が10人の場合

(→) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施  
設であるとき 626単位

(□) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき

1,426単位

- (3) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき  
675単位
- (4) 入所定員が11人以上15人以下の場合  
 (→) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき  
507単位  
 (□) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき  
1,055単位  
 (□) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき  
675単位
- (5) 入所定員が16人以上20人以下の場合  
 (→) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき  
467単位  
 (□) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき  
879単位  
 (□) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき  
675単位
- (6) 入所定員が21人以上25人以下の場合  
 (→) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき  
430単位  
 (□) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき  
759単位  
 (□) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき  
675単位
- (7) 入所定員が26人以上30人以下の場合  
 (→) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき  
407単位  
 (□) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき

- (3) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき  
672単位
- (4) 入所定員が11人以上15人以下の場合  
 (→) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき  
505単位  
 (□) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき  
1,050単位  
 (□) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき  
672単位
- (5) 入所定員が16人以上20人以下の場合  
 (→) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき  
465単位  
 (□) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき  
875単位  
 (□) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき  
672単位
- (6) 入所定員が21人以上25人以下の場合  
 (→) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき  
428単位  
 (□) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき  
756単位  
 (□) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき  
672単位
- (7) 入所定員が26人以上30人以下の場合  
 (→) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき  
405単位  
 (□) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき

675単位

(㊦) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき

675単位

(8) 入所定員が31人以上35人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。）

601単位

(9) 入所定員が36人以上40人以下の場合 556単位

(10) 入所定員が41人以上50人以下の場合 492単位

(11) 入所定員が51人以上60人以下の場合 478単位

(12) 入所定員が61人以上70人以下の場合 464単位

(13) 入所定員が71人以上80人以下の場合 448単位

(14) 入所定員が81人以上90人以下の場合 433単位

(15) 入所定員が91人以上の場合 418単位

ホ 主として肢体不自由（法第6条の2の2第3項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定入所支援を行う場合

(1) 入所定員が50人以下の場合 715単位

(2) 入所定員が51人以上60人以下の場合 706単位

(3) 入所定員が61人以上70人以下の場合 694単位

(4) 入所定員が71人以上の場合 681単位

注1～5（略）

5の2 注5の重度障害児支援加算を算定している指定福祉型障害児入所施設であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、注5のイの(1)の(一)又はハの(1)若しくはホの(1)に規定する者に対し、別に厚

672単位

(㊦) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき

672単位

(8) 入所定員が31人以上35人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。）

598単位

(9) 入所定員が36人以上40人以下の場合 553単位

(10) 入所定員が41人以上50人以下の場合 490単位

(11) 入所定員が51人以上60人以下の場合 476単位

(12) 入所定員が61人以上70人以下の場合 462単位

(13) 入所定員が71人以上80人以下の場合 446単位

(14) 入所定員が81人以上90人以下の場合 431単位

(15) 入所定員が91人以上の場合 416単位

ホ 主として肢体不自由（法第6条の2の2第3項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定入所支援を行う場合

(1) 入所定員が50人以下の場合 712単位

(2) 入所定員が51人以上60人以下の場合 703単位

(3) 入所定員が61人以上70人以下の場合 691単位

(4) 入所定員が71人以上の場合 678単位

注1～5（略）

生労働大臣が定める基準に該当する指定障害児入所支援を行つた場合に、1日につき11単位を所定単位数に加算する。

6 (略)

7 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設（主として知的障害児又は自閉症児を入所させる施設に限る。において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定入所支援を行つた場合に、強度行動障害児特別支援加算として、1日につき781単位を所定単位数に加算する。さらに、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については、700単位を加算する。

8～10 (略)

2～4 (略)

5 福祉専門職員配置等加算

イ 福祉専門職員配置等加算 (I)

10単位

ロ 福祉専門職員配置等加算 (II)

7単位

ハ 福祉専門職員配置等加算 (III)

4単位

注1 イについては、指定入所基準第4条の規定により置くべき児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第43条の児童指導員をいう。以下同じ。）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行つた場合に、1日につき所定単位数を加算する。

6 (略)

7 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設（主として知的障害児又は自閉症児を入所させる施設に限る。において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、指定入所支援を行つた場合に、強度行動障害児特別支援加算として、1日につき781単位を所定単位数に加算する。さらに、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については、700単位を加算する。

8～10 (略)

2～4 (略)

5 福祉専門職員配置等加算

イ 福祉専門職員配置等加算 (I)

7単位

ロ 福祉専門職員配置等加算 (II)

4単位

注1 イについては、指定入所基準第4条の規定により置くべき児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第43条の児童指導員をいう。以下同じ。）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行つた場合に、1日につき所定単位数を加算する。



2 ロについては、児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)又はロの福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)を算定している場合は、算定しない。

(1)・(2) (略)

6・7 (略)

8 栄養マネジメント加算

12単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

イ 常勤の管理栄養士を1名以上配置していること。

ロヘニ (略)

9 (略)

10 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届

2 ロについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。

(1)・(2) (略)

6・7 (略)

8 栄養マネジメント加算

10単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

イ 常勤の管理栄養士 (平成27年3月31日までの間にあっては、管理栄養士又は栄養管理業務に関し5年以上の実務経験を有する栄養士) を1名以上配置していること。

ロヘニ (略)

9 (略)

10 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届

け出た指定福祉型障害児入所施設（国、独立行政法人国立病院機構又は独立行政法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。11において同じ。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から9までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から9までにより算定した単位数の1000分の25に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

11 (略)

第2 医療型障害児入所施設

1 医療型障害児入所施設給付費（1日につき）

イ 指定医療型障害児入所施設の場合 （ロに該当する場合を除く。）

(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合

323単位

(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合

148単位

(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合

880単位

け出た指定福祉型障害児入所施設（国、独立行政法人国立病院機構又は独立行政法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。11において同じ。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から9までにより算定した単位数の1000分の25に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

11 (略)

第2 医療型障害児入所施設

1 医療型障害児入所施設給付費（1日につき）

イ 指定医療型障害児入所施設の場合

(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合

321単位

(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合

147単位

(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合

875単位

ロ 指定医療型障害児入所施設で有期有目的の支援を行う場合

(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合

㊶ 90日目まで 355単位

㊷ 91日目以降180日目まで 323単位

㊸ 181日目以降 291単位

(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合

㊶ 90日目まで 163単位

㊷ 91日目以降180日目まで 148単位

㊸ 181日目以降 133単位

(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合

㊶ 90日目まで 968単位

㊷ 91日目以降180日目まで 880単位

㊸ 181日目以降 792単位

ハ 指定発達支援医療機関の場合（三に該当する場合を除く。）

(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合

124単位

(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合

880単位

三 指定発達支援医療機関で有期有目的の支援を行う場合

(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合

㊶ 90日目まで 136単位

㊷ 91日目以降180日目まで 124単位

㊸ 181日目以降 112単位

(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合

㊶ 90日目まで 968単位

㊷ 91日目以降180日目まで 880単位

㊸ 181日目以降 792単位

ロ 指定発達支援医療機関の場合

(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合

123単位

(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合

875単位

注 1 (略)

1の2 ロ又はニについては、法第24条の3第4項に規定する入所給付決定に当たり、一定期間の指定入所支援を行うことにより退所が可能であると都道府県知事が認めた障害児に対し、指定入所支援を行った場合に、障害児の障害種別に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

2～4 (略)

4の2 注4の重度障害児支援加算を算定している指定医療型障害児入所施設であつて別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設において、注4のイの(1)の(ニ)に規定する者に対し、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する指定障害児入所支援を行った場合に、1日につき11単位数を所定単位数に加算する。

5・6 (略)

7 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設(主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合を除く。)において、指定入所支援を行った場合に、心理担当職員配置加算として、1日につき26単位数を所定単位数に加算する。

2 (略)

3 福祉専門職員配置等加算

イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)

ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)

ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)

注 1 イについては、指定入所基準第52条の規定により置くべき

10単位

7単位

4単位

注 1 (略)

(新設)

2～4 (略)

(新設)

5・6 (略)

(新設)

2 (略)

3 福祉専門職員配置等加算

イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)

ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)

注 1 イについては、指定入所基準第52条の規定により置くべき

7単位

4単位

児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定発達支援医療機関の職員（直接支援業務に従事する者のうち、看護職員及び保育士であるものを除く。以下注2において同じ。）のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、指定入所基準第52条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定発達支援医療機関の職員のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、その福祉専門職員配置等加算(1)を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、その福祉専門職員配置等加算(1)又はロの福祉専門職員配置等加算(II)を算定している場合は、算定しない。

(1)・(2) (略)

4 地域移行加算

500単位

注 入所期間が1月を超えると見込まれる障害児の退所に先立つて、指定入所基準第52条の規定により置くべき従業者又は指定

児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定発達支援医療機関の職員（直接支援業務に従事する者のうち、看護職員及び保育士であるものを除く。）のうち、社会福祉士又は介護福祉士であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、その福祉専門職員配置等加算(1)を算定している場合は、算定しない。

(1)・(2) (略)

4 地域移行加算

500単位

注 入所期間が1月を超えると見込まれる障害児の退所に先立つて、指定入所基準第52条の規定により置くべき従業者又は指定

発達支援医療機関の職員が、当該障害児に対して、退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該障害児が退所後生活する居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して退所後の障害児の生活についての相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中1回を限度として所定単位数を加算し、当該障害児の退所後30日以内に当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して相談援助を行った場合には、退所後1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、当該障害児が、1のロ又はニを算定している場合であつて入所中の場合又は退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合には、加算しない。

5 (略)

6 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設（国、独立行政法人国立病院機構又は独立行政法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。7において同じ。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1から5までにより算定した単位数の1000分の25に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 1から5までにより算定した単位数の1000分の14に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

発達支援医療機関の職員が、当該障害児に対して、退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該障害児が退所後生活する居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して退所後の障害児の生活についての相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中1回を限度として所定単位数を加算し、当該障害児の退所後30日以内に当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して相談援助を行った場合には、退所後1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、当該障害児が、退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合には、加算しない。

5 (略)

6 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設（国、独立行政法人国立病院機構又は独立行政法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。7において同じ。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1から5までにより算定した単位数の1000分の14に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

<p>三 福祉・介護職員処遇改善加算 (ⅳ)  <u>の100分の80に相当する単位数</u>  7 (略)</p>	<p>ロにより算定した単位数  7 (略)</p>
--	-------------------------------